補完当座預金制度に関する細則

１．この細則の趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成２８年１月２９日決定。以下「基本要領」といいます。）に基づく当座勘定における預り金等への付利に関する取扱いについては、この細則によるほか、「当座勘定規定」その他日本銀行が定めた規則等の定めるところによります。

２．対象先

次の各号に定めるいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先(注)とします。

（注）対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がある先には、日本銀行から個別に連絡します。

（１）準備預金制度に関する法律（以下「法」といいます。）第２条第１項に定める指定金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）であること。

（２）指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関等（日本銀行法第３７条第１項に規定する金融機関等をいいます。）であること。

３．対象となる預金

対象先の保有する当座勘定における預り金および準備預り金（以下「対象預金」といいます。）とします。

４．適用利率

基本要領４．に定める利率とします。

５．利息の計算方法(注)

（注）対象先は、組織再編（他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継をいいます。）が生じる場合に

は、速やかに日本銀行に連絡してください。利息の算出等の取扱いについて、この細則により難い場合には、その取扱いを日本銀行から個別に通知します。

（１）付利の対象となる金額は、対象先ごとに、付利を行う積み期間（法第７条第３項に規定する１月間をいいます。以下「付利対象積み期間」といいます。）における毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日とします。以下同じです。）の終業時の対象預金の残高を合計し、その合計金額から、付利対象積み期間にかかる法定準備預金額（法第２条第２項に定める法定準備預金額をいいます。以下同じです。）に付利対象積み期間の日数を乗じて得た積数(注)を控除した金額（零を下回る場合を除きます。）とします。

（注）指定金融機関でない対象先については、零となります。

（２）付利対象積み期間ごとの利息は、次の計算式により算出します。

$$\text{利息}^{(注)} = \frac{\text{５．（１）に定める金額}\times\text{４．に定める利率（\%）}}{\text{３６５}\times\text{１００}}$$

（注）円位未満切捨とします。

（３）付利対象積み期間中に適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における法定準備預金額の積数および５．（１）の金額を、利率の変更前の期間における毎日の終業時の対象預金の残高の合計金額に順次割り当て、割り当てた金額のうち５．（１）の金額に該当する金額については、変更前の適用利率により、割り当てられなかった残余の金額のうち５．（１）の金額に該当する金額については、変更後の適用利率により、利息を算出します。

６．利息の支払方法

（１）日本銀行は、付利対象積み期間ごとの利息について、当該付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の２０日（その日が休業日の場合にはその翌営業日とします。以下「入金日」といいます。）の業務開始後速やかに、対象先の本店等の当座勘定または準備預り金口座への入金を行います（摘要は「預り金利息（摘要コード１９０）」とします）(注)。

（注）この入金は、対象先の依頼によらず、日本銀行が行うものとします。

（２）対象先は、入金日に日本銀行が入金を行う金額について、当該先が算出した

金額との照合を希望する場合には、当該入金日の２営業日前の日の正午以降、日本銀行（注１）に対して電話により連絡してください（注２）。

（注１）対象先の本店等を業務区域とする日本銀行の本支店（本店については業務局営業業務課営業業務グループ、支店については支店業務課）において、連絡を受け付けます。

（注２）対象先の本店等が日本銀行との間で日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して当座勘定取引を行う先である場合には、入金日の２営業日前の日の業務開始後速やかに、日銀ネットにより対象先の本店等に対して入金を行う金額を通知します。通知の出力例等については、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」を参照してください。

７．資料の提出等

対象先は、日本銀行が補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、日本銀行の求めに応じ、本制度に関する資料の提出その他の情報提供を行うものとします（注１）（注２）。

（注１）対象先は、利息の算出に用いる計数について、日本銀行に報告した計数に過誤が判明した場合には、日本銀行による遡及的な利息の再計算および差額の決済等所要の措置の実施のため、利息の算出に用いる計数を日本銀行に提出してください。具体的には、利息の算出に用いる法定準備預金額について過誤が判明した場合には、日本銀行からの利息支払後であっても、速やかに、日本銀行（当該計数を提出した部署）に報告してください。

（注２）対象先は、日本銀行との間で行われる借入れについて、借入限度額を超えて借入れが行われたことが疑われる事象を了知した場合には、日本銀行による遡及的な利息の再計算および差額の決済等所要の措置の実施のため、同借入限度額の算出に用いる計数を日本銀行に提出してください。具体的には、各借入れにあたって日本銀行に提出した計数について過誤が判明した場合には、当該借入れの返済後であっても、当該借入れの根拠となる基本約定の廃止後であっても、また、利息の決済後であっても、速やかに、日本銀行（当該計数を提出した部署）に報告してください。

８．利得の返戻

対象先は、日本銀行との間で行われる借入れについて借入限度額を超えて借入れが行われた場合において、日本銀行から当該借入限度額を超えて借入れた金額について補完当座預金制度を通じて対象先に生じ得る利得の返戻を求められたときには、日本銀行の求めに応じ、当該利得を返戻するものとします。

９．細則の改正等

日本銀行は、補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場合には、この細則を履行するための手続その他その履行に必要な事項を定めるほか、この細則を改正することができるものとします。